

## 高齢者等の外出同行支援事業 あんしんおでかけサービス契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と\_\_\_\_\_（特定非営利活動法人品川ケア協議会指定事業所、以下「サービス提供事業所」という。）は、サービス提供事業所が利用者に対して行う高齢者等の外出同行支援事業（あんしんおでかけサービス、以下「サービス」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第1条（目的）

サービス提供事業所は、品川区内に居住し在宅生活を送っている高齢者等を対象に、利用者本人の生活意欲の向上及び自立した日常生活継続のため、利用者の意向に沿ったサービスを提供するものとします。

2 利用者及びサービス提供事業所は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

### 第2条（サービス提供事業所）

本契約におけるサービス提供事業所（以下「事業所」という。）は、東京都が指定する訪問介護事業所で、特定非営利活動法人品川ケア協議会（以下「品川ケア協議会」という。）と高齢者等の外出同行支援事業委託契約を締結している事業所です。

### 第3条（品川ケア協議会）

本契約に記載の品川ケア協議会は、次のとおりです。

名称	特定非営利活動法人 品川ケア協議会
主たる事務所の所在地	〒141 - 0001 東京都品川区北品川5-2-1 品川リハビリテーションパーク 8階 電話番号 03-5447-7225
従たる事務所の所在地	〒141 - 0033 東京都品川区西品川1-28-3 中小企業センター5階 電話番号 03-5751-7200
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 渡邊 義弘
設立年月日	平成21年10月15日
運営の方針	この法人は、もっぱら高齢者、障害者等を対象に、福祉サービスの重要性を認識し、品川区の福祉施策と密接な連携を図り、健全で適正な、より質の高い福祉サービスを安定的に提供するように、福祉サービス事業が法令順守の上、事業者倫理の保持につとめ、円滑な運営を行えるよう、福祉サービス事業の育成、普及、啓発及び情報の収集と開示を行い、もって高齢者、障害者等が地域の中で自立した生活が送れるよう活力のある地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目指しています。
営業日・時間	月曜日～金曜日（土日祝日を除く） 午前10時～午後5時

### 第4条（利用会員登録）

利用者は、サービスの利用を希望する場合は、予め品川ケア協議会が定める「利用会員登録申請書」に必要事項を記載し、事業所に対し利用会員登録申請書を提出するものとします。

2 事業所は、前項の利用会員登録申請書を受理したときは、速やかに利用会員となるための審査（書類審査・判定調査）を行うものとします。なお、審査の段階で電話等での確認並びに追加書類の提出が必要な場合は、その旨連絡する

ものとしします。

3 事業所は、審査に基づきサービスの利用を承認した場合は、その旨を利用者に通知するものとしします。

4 事業所は、審査・承認後に利用会員登録申請書を品川ケア協議会に送付し、品川ケア協議会は、利用会員台帳に登録し、関係法令及び本契約に従い利用会員登録書を適正に保管します。

## 第5条 (契約期間)

本契約の期間は、\_\_\_\_\_を開始日とする1年間としします。

2 期間満了の1か月前までに、事業所または利用者から本契約を終了させる旨の書面等による意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の日の翌日から同一条件にて1年間自動的に更新するものとし、以降においても同様としします。

## 第6条 (サービス提供における基本方針)

事業所は、適切なサービスを提供するため、利用者の意向を十分に尊重し、利用者の心身の状況やその置かれている環境等を把握するよう努めます。

2 事業所は、提供するサービスの計画を利用者と協議して作成します。

3 事業所は、懇切丁寧にサービスを提供し、利用者及び利用者の家族に対し、サービスの提供方法について解りやすく説明します。

4 事業所が提供するサービスの開始地点と終了地点は、原則として利用者居宅玄関としします。

## 第7条 (サービスの内容)

事業所が提供するサービスは、以下の利用者自身の外出同行時の支援に限りします。

i 訪問介護員による外出同行サービス

ii 訪問介護員による外出同行時の対面による見守りサービス

iii 訪問介護員による外出同行時における緊急時の連絡・必要な支援を提供するサービス

2 サービスの具体的な内容は、サービス計画に記載します。

## 第8条 (サービスの内容の変更)

利用者は、事前の電話またはファクスによる申し出により、事業所に対しサービスの内容の変更を求めることができます。

2 事業所は、前項によるサービス内容の変更の申し出があった場合、可能な限りその変更を受け入れるように努めます。

3 事業所は、変更の内容が利用者等の生命や健康、生活または財産の侵害、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある場合には、変更を認めないこととすることができます。

## 第9条 (サービス内容の記録の保存)

事業所は、提供した具体的なサービス内容等の記録を整備し、完結の日から2年間保存します。

2 利用者または家族は、事業所に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び交付を求めることができます。ただし、記録の複写に際しては、事業所は利用者等に対して、実費相当額を請求できるものとしします。

## 第10条 (訪問介護員)

事業所は、サービスの提供にあたって介護員を選任し、従事させます。

2 事業所は、介護員が行うサービス提供ごとに利用者の確認を受けることとしします。

## 第11条 (協力義務)

利用者は、事業所が利用者のためサービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力するものとします。

## 第12条（緊急時の対応）

事業所はサービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医と連絡を取る等必要な措置を講じます。

2 緊急時の連絡先は下記のとおりです。

利用者の主治医	・氏名 ・所属医療機関名 ・所在地 ・電話番号	・ ・ ・ ・
協力医療機関	・医療機関の名称 ・所在地 ・電話番号 ・診療科	・ 第三北品川病院 ・ 東京都品川区北品川3-3-7 ・ 03-3474-1831 ・ 内科、循環器内科、糖尿病内科、漢方内科、ペインクリニック内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、リハビリテーション科、放射線科

## 第13条（身分証携行義務）

事業所の担当介護員は、常に身分証を携行し、サービス提供時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します

## 第14条（秘密保持）

事業者及び事業所が使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスを提供するうえで知り得た利用者またはその家族に関する秘密及び個人情報について、正当な理由なく、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。また、事業所は、従業者が退職後も、在職中に知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

2 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 本条1項の規定にかかわらず、事業所は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 第15条（サービス利用料）

利用者は、サービスの対価として事業所に対し、料金表に定めるサービス利用料金及びその他の費用（以下「利用料等」という。）を支払います。

(1) 1か月あたりの利用料は下記のとおりとなります。

〈料金表〉

区 分	料 金
① 60分 (1回/1月)	1,620円
② 90分 (1回/1月)	2,430円
③ 120分 (1回/2月)	3,240円
④ 180分 (1回/2月)	4,860円

- (2) 上記表中の①又は②のいずれかは、1か月に1回、③又は④のいずれかは、2か月に1回の利用となりますが、③または④の利用期間内に①又は②の併用利用はできません。
- (3) 時間延長が必要になった場合の料金は、私費（自費）扱いとなります。あらかじめ利用時間の延長が予想される場合は、本契約第24条に基づき、利用者と事業所との協議が必要となります。
- 2 利用者は、当月の利用料等合計額を翌月15日までに（1. 事業所指定の口座へ振込・2. 利用者の銀行口座から引落・3. 現金）の方法で支払うものとします。また、銀行振込の方法を選択した場合にあっては、振込手数料は利用者負担とします。
- 3 事業所は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行するものとします。
- 4 利用料等の延滞分の支払いがあった場合は、延滞の古い順に入金があったものとして清算します。

## 第16条（利用の中止）

- 利用者は、利用期日前に、サービスの利用を中止することができます。この場合、サービス実施日の前日午後5時までに事業所に申し出るものとします。
- 2 事業所は、利用者が正当な理由なく前項の期限を過ぎて利用の中止を申し出た場合は、キャンセル料を請求させていただきます場合があります。

## 第17条（サービス利用料の変更）

- サービス利用料金について、事業所は利用者に対して変更を行う日の1か月前までに文書で通知することにより、変更することができるものとします。
- 2 利用者がサービス利用料金の変更について、意思表示をすることなく、変更期日を経過した場合は、利用者がサービス利用料金の変更同意したものとみなします。
- 3 利用者は、第1項の変更同意できない場合、本契約を解除することができます。

## 第18条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当然に本契約は終了します。

- 1 次のいずれかの理由により利用者にサービスを提供できなくなった場合
- i 利用者が死亡したとき
  - ii 事業所に連絡がなされず利用者の所在が2週間以上不明になったとき
  - iii 主治医により本サービスが必要ないまたは適さないと判断されたとき
- 2 第4条第2項の規定による更新拒絶（契約終了）の申し出がなされ、かつ契約期間が満了した場合
- 3 利用者が第19条により本契約を解除したとき、または事業所が第20条により本契約を解除したとき

## 第19条（利用者の解約・解除権）

利用者は、事業所に対し、契約終了希望日の14日前までに口頭または書面にて予告の通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が14日間以内の通知でもこの契約を解約することができるものとします。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

- ① 事業所が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しない場合
- ② 事業所が、第14条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業所が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい背信行為を行うなど本契約を継続し難い重大な事

由が認められる場合

- ④ 事業所が行政処分を受けサービスの提供が行えない、あるいは破産した場合

## 第20条 (事業所の解除権)

事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行を催告のうえ7日後に本契約を解除することができます。なお、第③項で暴力行為があった場合及び第④項の場合は即時解除することができます。

- ① 利用者または利用者の家族が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、利用料等の支払を請求月の翌月1日を起算日として1か月以上滞納し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、これを支払わない場合
- ② 利用者またはその家族がサービスの提供を阻害する行為をなし、事業所による再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難になった場合
- ④ 利用者及び家族が暴力団その他の反社会的勢力またはその構成員であることが判明したとき、もしくは、暴力・脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行った場合
- ⑤ 利用者が、品川区以外に転居し、事業所においてサービスの提供が困難であると見込まれる場合
- ⑥ 事業所に人員不足等やむを得ない事情がある場合。ただし、この場合は事業者は1か月以上の猶予期間を設けます。

## 第21条 (損害賠償)

事業所は、サービスの提供にあたって、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。なお、事業所は不測の事態に備え、損害賠償保険に加入します。

2 前項の場合において、当該事故発生につき利用者または利用者の家族に故意または重過失がある場合は、損害賠償の額を免除または減額することができます。

3 利用者または利用者の家族に故意または重過失により、事業所またはその従業員の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、事業所は損害賠償を請求する場合があります。

## 第22条 (相談・苦情対応)

事業所は、利用者へ提供したサービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処しサービスの向上、改善に努めます。

2 利用者または利用者の家族は、サービスに苦情・相談がある場合は、いつでも次の窓口に苦情を申し立てができます。

苦情申立窓口	
NPO法人品川ケア協議会 (分室)	<input type="checkbox"/> 利用時間 平 日：午前10時から午後5時 (土日・祝日は休み) <input type="checkbox"/> 利用方法 電 話：03-5751-7200 所在地：品川区西品川1-28-3 中小企業センター5階
品川区福祉部 高齢者福祉課	<input type="checkbox"/> 利用時間 平 日：午前9時から午後5時 (土日・祝日は休み) <input type="checkbox"/> 利用方法 電 話：03-5742-6728 所在地：品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎3階

## 第23条 (家族代表者等)

本契約における家族代表者及び代理人 (以下「家族代表者等」という。) は、利用者の代わりに利用者の署名を行う者または利用者から選任されて本契約を締結する者をいいます。

2 家族代表者等は、利用者が自ら文字が書けない場合は、利用者の契約意思を確認し、利用者の代わりに署名を行います。

3 家族代表者等は、本契約における利用者の債務を保証し、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。

#### **第24条（協議事項）**

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めに基づき、利用者と事業所双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

#### **第25条（合意管轄）**

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、署名をおこないます。  
なお、本契約においては、本契約書を締結した場合は、同契約書を印刷した文書はその写しとします。

契約締結日 \_\_\_\_\_

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表者	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

代理人	住 所	
	氏 名	
	利用者との 関係	

事 業 者	所 在 地	〒 -
	法 人 名	
	代 表 者 名	

事 業 所	〒 - (事業所番号 : )
-------	-------------------